

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続手続きの順序

Q：1カ月前に父が亡くなりました。相続税がかかりそうなのですが、相続税の納付までの手続きはどうなっているのでしょうか。

A：人が死亡すると、相続が開始されます。相続が開始されると、10カ月を経過する日までに相続税の申告を行う必要があるため、手際よく事務手続きを進める必要があります。

【解説】

相続があったときのスケジュールは、一般的には次のようになります。

1. 相続の開始…市区町村長に死亡届提出（相続開始から7日以内）
2. 遺言書の有無の確認…自筆遺言書は家庭裁判所で検認を受けた後開封
3. 遺産や債務の概要の把握…相続の放棄をするかどうか決める
4. 相続の放棄または限定承認…家庭裁判所に申し出る（3カ月以内）
5. 相続人の確認…被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本を取り寄せる
6. 所得税の申告と納付…被相続人の死亡した日までの所得を税務署に申告する（4カ月以内）
7. 遺産や債務の調査
8. 遺産の評価・鑑定
9. 遺産分割協議書の作成…相続人全員の実印と印鑑証明が必要
10. 相続税の申告書の作成…納税資金の準備、延納又は物納にするかを検討
11. 相続税の申告と納付…10カ月以内

